

◆ す三千日にも代表五名... に行くま
 では支拂の準備すら... して居ら
 ず会社の能成友は我々團員... 討し
 不誠意千萬な態度をなして居
 るのである 代表五名が当然受
 けつぎ給料を強硬に支拂しに来た
 のを見ても急遽重役列に整理員
 を準備して支拂するのみならず
 圓札とめあしたるがある。
 ◆ 我々も馬鹿にしてゐるのだ我々は
 食費や物世具などはいいフガケ左真
 似をしやがると思つたため免に
 門に圓の代表五名は争議團員
 全部の給料支拂を交渉したる経

て争議の重役と会った。
 尋問は「解雇者は全額之れ外...
 のには十五名と十名を支拂ふ事を
 報告します」とコソコソ重役室に
 け戻つたのである。
 それで代表は尋問のこの不誠意極ま
 る回答に憤慨し重役室に行つ十五
 名と十名の意味と無責任な回答
 を責めた。
 圓札やツを引き出し、すると圓に
 戻して詰問しても全額が給料を支
 拂ふことは出来なかつた。

勞秘第一七三七號

昭和五年六月四日

警視總監 丸山 鶴吉

5.7.5
1939

内務大臣 安達 謙藏 殿
 社會局長官 吉田 茂 殿
 各廳 府 縣 長 官 殿

（北海道京都大阪神奈川、兵庫、愛知、静岡、福岡）

星製藥株式會社勞働争議ニ關スル件（再第七報）

- 要旨
- (1) 争議団代表は三月前土時會社重役ト會見交渉セルモ四日會見ノ旨答ハタルニ即日交渉ヲ
 強硬ニ主張セル為大西常務カ會見スルコト、ナレリ
 - (2) 右會見中争議團員約三百名ハ正門ニ殺倒會社内ニ乱入ヲ企テタルニヨリ取締警
 察官ニ於テ制止セントシタルニ投石シタル為巡査四名ハ負傷セリ
 - (3) 事能除息トナレリニヨリ消防用ホースニテ散水退散セシメタルニ因員ハ會社窓硝子ニ
 投石約百五十枚ヲ破壊セルニヨリ内十三名ヲ檢束シ取調中
 - (4) 解雇者ノ五月分給料及在社員ニテ争議団加入者ノ五月分給料ノ内拂トシテ男